

(租税条約等の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律の一部改正)

第十四条 租税条約等の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律(昭和四十四年法律第四十六号)の一部を次のように改正する。

(配当等又は譲渡収益に対する申告納税に係る所得税等の軽減等)

第四条 省略

2 相手国居住者等が有する相手国居住者等所得であつて所得税又は法人税の免除を定める租税条約の規定の適用があるものに係る所得(所得税法第百六十五条又は法人税法第百四十二条若しくは第百四十二条の十の規定の適用を受けるものに限る。)については、所得税法第七条第一項第三号、第百六十四条第一項及び第百六十五条から第百六十五条の六まで並びに法人税法第九条及び第百四十一条から第百四十四条の二までの規定の適用はないものとする。

3 省略

4 外国法人が有する株主等所得であつて法人税の免除を定める租税条約の規定の適用があるものに係る所得(法人税法第百四十二条又は第百四十二条の十の規定の適用を受けるものに限る。)については、同法第九条及び第百四十二条から第百四十四条の二までの規定の適用はないものとする。

5 省略

6 非居住者又は外国法人が有する相手国团体所得であつて所得税又は法人税の免除を定める租税条約の規定の適用があるものに係る所得(所得税法第百六十五条又は法人税法第百四十二条若しくは第百四十二条の十の規定の適用を受けるものに限る。)については、所得税法第七条第一項第三号、第百六十四条第一項及び第百六十五条から第百六十五条の六まで並びに法人税法第九条及び第百四十一条から第百四十四条の二までの規定の適用はないものとする。

7・8 省略

(相手国等への情報提供)

第八条の二 財務大臣は、相手国等の租税に関する法令を執行する当局(

(配当等又は譲渡収益に対する申告納税に係る所得税等の軽減等)

第四条 同上

2 相手国居住者等が有する相手国居住者等所得であつて所得税又は法人税の免除を定める租税条約の規定の適用があるものに係る所得(所得税法第百六十五条又は法人税法第百四十二条若しくは第百四十二条の十の規定の適用を受けるものに限る。)については、所得税法第七条第一項第三号、第百六十四条第一項及び第百六十五条から第百六十五条の六まで並びに法人税法第九条及び第百四十一条から第百四十四条の二までの規定の適用はないものとする。

3 同上

4 外国法人が有する株主等所得であつて法人税の免除を定める租税条約の規定の適用があるものに係る所得(法人税法第百四十二条又は第百四十二条の十の規定の適用を受けるものに限る。)については、同法第九条及び第百四十二条から第百四十四条の二までの規定の適用はないものとする。

5 同上

6 非居住者又は外国法人が有する相手国团体所得であつて所得税又は法人税の免除を定める租税条約の規定の適用があるものに係る所得(所得税法第百六十五条又は法人税法第百四十二条若しくは第百四十二条の十の規定の適用を受けるものに限る。)については、所得税法第七条第一項第三号、第百六十四条第一項及び第百六十五条から第百六十五条の六まで並びに法人税法第九条及び第百四十一条から第百四十四条の二までの規定の適用はないものとする。

7・8 同上

(相手国等への情報提供)

第八条の二 同上

以下この条において「相手国等税務当局」という。)に対し、当該相手国等との間の租税条約等に定めるところにより、その職務の遂行に資すると認められる租税に関する情報の提供を行うことができる。ただし、次のいずれかに該当する場合は、この限りでない。

一 省 略

- 二 我が国がこの項の規定により提供する情報について当該相手国等において秘密の保持が担保されていないと認められるとき。
三 我が国がこの項の規定により提供する情報が当該相手国等税務当局の職務の遂行に資する目的以外の目的で使用されるおそれがあると認められるとき(事後に次項の規定による同意を得て使用されるときを除く。)。

四・五 省 略

- 2 財務大臣は、租税条約等に定めるところにより、当該租税条約等に係る相手国等税務当局からの要請があつたときは、前項の規定により提供した情報を当該要請に係る当該租税条約等の相手国等の刑事案件(当該相手国等の租税に関する刑事案件その他当該相手国等税務当局が調査を行う犯則事件を除く。以下この項において同じ。)の捜査又は審判(以下この項において「捜査等」という。)に使用することについて同意をすることができる。ただし、次のいずれかに該当する場合は、この限りでない。
- 一 当該要請に係る刑事案件の捜査等の対象とされていいる犯罪が政治犯罪であるとき、又は当該要請が政治犯罪について捜査等を行う目的で行われたものと認められるとき。
- 二 当該要請に係る刑事案件の捜査等の対象とされていいる犯罪に係る行為が日本国内において行われたとした場合において、その行為が日本国の法令によれば罪に当たるものでないとき。
- 三 当該同意をすることが我が国の租税に関する法令の執行に支障を及ぼすおそれがあると認められるとき。
- 3 財務大臣は、前項の同意をする場合は、あらかじめ、同項第一号及び第二号に該当しないことについて法務大臣の確認を受けなければならない。

一 同 上

- 二 我が国がこの条の規定により提供する情報について当該相手国等において秘密の保持が担保されていないと認められるとき。
三 我が国がこの条の規定により提供する情報が当該相手国等税務当局の職務の遂行に資する目的以外の目的で使用されるおそれがあると認められるとき。

四・五 同 上

第九条 国税庁、国税局又は税務署の当該職員は、租税条約等の規定に基づき当該租税条約等の相手国等から当該相手国等の租税に関する調査（当該相手国等の刑事案件の捜査その他当該相手国等の租税に関する法令を執行する当局が行う犯則事件の調査を除く。）に必要な情報の提供の要請があつた場合には、前条第一項の規定により当該情報の提供を行うために、当該要請において特定された者に質問し、その者の事業に関する帳簿書類（その作成又は保存に代えて電子的方式、磁気的方式その他の人の知覚によつては認識することができない方式で作られる記録であつて、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。第十条の三において同じ。）の作成又は保存がされている場合における当該電磁的記録を含む。第十条の八第一項及び第十三条第四項において同じ。）その他の物件を検査し、又は当該物件（その写しを含む。）の提示若しくは提出を求めることができる。

2・3 省略

（相手国等から犯則事件に関する情報の提供要請があつた場合の質問、検査又は領置）

第十条の二 国税庁、国税局又は税務署の当該職員は、租税条約等の規定に基づき当該租税条約等の相手国等から当該相手国等の租税に関する調査に該相手国等の租税に関する法令を執行する当局が行う犯則事件の調査に必要な情報（以下この条、次条第一項及び第十条の三の三において「必要犯則情報」という。）の提供の要請があつた場合には、第八条の二第一項の規定により当該必要犯則情報の提供を行うために、当該要請において特定された者（以下この条及び次条第一項において「提供対象者」という。）に対して出頭を求め、提供対象者に對して質問し、提供対象者が所持し、若しくは置き去つた物件を検査し、又は提供対象者が任意に提出し、若しくは置き去つた物件を領置することができる。

（相手国等から犯則事件に関する情報の提供要請があつた場合の臨検、検索又は差押え等）

第十条の三 国税庁、国税局又は税務署の当該職員は、前条の質問、検査又は領置をすることができる場合で、かつ、必要犯則情報が相手国等の租税に関する法令を執行する当局が行う犯則事件の調査に欠くことでの

第九条 国税庁、国税局又は税務署の当該職員は、租税条約等の規定に基づき当該租税条約等の相手国等から当該相手国等の租税に関する調査（当該相手国等の刑事案件の捜査その他当該相手国等の租税に関する法令を執行する当局が行う犯則事件の調査を除く。）に必要な情報の提供の要請があつた場合には、前条の規定により当該情報の提供を行うために、当該要請において特定された者に質問し、その者の事業に関する帳簿書類（その作成又は保存に代えて電子的方式、磁気的方式その他の人の知覚によつては認識することができない方式で作られる記録であつて、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。第十条の三において同じ。）の作成又は保存がされている場合における当該電磁的記録を含む。第十条の八第一項及び第十三条第四項において同じ。）その他の物件を検査し、又は当該物件（その写しを含む。）の提示若しくは提出を求めることができる。

2・3 同上

（相手国等から犯則事件に関する情報の提供要請があつた場合の質問、検査又は領置）

第十条の二 国税庁、国税局又は税務署の当該職員は、租税条約等の規定に基づき当該租税条約等の相手国等から当該相手国等の租税に関する調査に該相手国等の租税に関する法令を執行する当局が行う犯則事件の調査に必要な情報（以下この条、次条第一項及び第十条の三の三において「必要犯則情報」という。）の提供の要請があつた場合には、第八条の二の規定により当該必要犯則情報の提供を行うために、当該要請において特定された者（以下この条及び次条第一項において「提供対象者」という。）に対して出頭を求め、提供対象者に對して質問し、提供対象者が所持し、若しくは置き去つた物件を検査し、又は提供対象者が任意に提出し、若しくは置き去つた物件を領置することができる。

（相手国等から犯則事件に関する情報の提供要請があつた場合の臨検、検索又は差押え等）

第十条の三 国税庁、国税局又は税務署の当該職員は、前条の質問、検査又は領置をすることができる場合で、かつ、必要犯則情報が相手国等の租税に関する法令を執行する当局が行う犯則事件の調査に欠くことでの

きないものであることを明らかにした当該相手国等の書面がある場合において、必要があると認めるときは、その所属官署の所在地を管轄する地方裁判所の裁判官があらかじめ発する許可状により、臨検、提供対象者の身体、物件若しくは住居その他の場所の捜索、第八条の二第一項の規定により当該必要犯則情報の提供を行うために必要な物件と思料するものの差押え又は記録命令付差押え（電磁的記録を保管する者その他電磁的記録を利用する権限を有する者に命じて必要な電磁的記録を記録媒体に記録させ、又は印刷させた上、当該記録媒体を差し押さえることをいう。第五項及び第十条の四において同じ。）をすることができる。ただし、提供対象者が当該犯則事件の犯則嫌疑者以外の者である場合には、当該提供対象者の身体、物件又は住居その他の場所については、差し押さえるべき物件の存在を認めるに足りる状況のある場合に限り、捜索をすることができる。

255 省略

（相手国等から犯則事件に関する情報の提供要請があつた場合の鑑定等の嘱託）

第十一条省略

4 前項の規定により共助対象外国租税（その滞納処分費を含む。以下この項及び次項において同じ。）を徴収する場合又は共助対象外国租税の徴収のための財産の保全をする場合には、共助対象外国租税、共助対象者、共助実施決定及び第二項に規定する共助実施決定通知書については、当該共助対象外国租税に係る租税条約等の定めるところによるほか、国税通則法第二十二条、第四十条から第四十二条まで、第四章（第四十六条第一項、第二項後段、第三項、第四項（同条第八項において準用す

きないものであることを明らかにした当該相手国等の書面がある場合において、必要があると認めるときは、その所属官署の所在地を管轄する地方裁判所の裁判官があらかじめ発する許可状により、臨検、提供対象者の身体、物件若しくは住居その他の場所の捜索、第八条の二の規定により当該必要犯則情報の提供を行うために必要な物件と思料するものの差押え又は記録命令付差押え（電磁的記録を保管する者その他電磁的記録を利用する権限を有する者に命じて必要な電磁的記録を記録媒体に記録させ、又は印刷させた上、当該記録媒体を差し押さえることをいう。第五項及び第十条の四において同じ。）をすることができる。ただし、提供対象者が当該犯則事件の犯則嫌疑者以外の者である場合には、当該提供対象者の身体、物件又は住居その他の場所については、差し押さえるべき物件の存在を認めるに足りる状況のある場合に限り、捜索をすることができる。

255 同上

（相手国等から犯則事件に関する情報の提供要請があつた場合の鑑定等の嘱託）

第十一条省略

4 同上

（相手国等の租税の徴収の共助）

第十一条同上

（相手国等の租税の徴収の共助）

第十一条同上

（相手国等の租税の徴収の共助）

第十一条同上

る場合を含む。) 及び第九項、第四十六条の二第一項及び第三項、第十九条第一項第二号、第五十三条並びに第五十五条第一項第二号を除く。) 、第一百五条、第一百十七条及び第一百二十五条並びに国税徵収法第九条、第十条、第二十一条、第二十三条第四項、第五章(第四十七条第一項第二号、第五十六条第三項、第五十七条第二項、第六十七条第三項(同法第七十三条第五項及び第七十三条の二第四項において準用する場合を含む。) 、第八十三条及び第八十五条(これらの規定を同法第八十八条第一項において準用する場合を含む。) 、第九十条第三項前段、第一百六条第二項、第一百十七条、第一百二十九条第六項並びに第一百三十九条を除く。) 、第一百五十一条、第一百五十一条の二、第一百五十二条(第一項を除く。) 、第一百五十九条(第二項、第三項、第五項第二号及び第三号並びに第十一項を除く。) 、第一百七十一条から第一百七十三条まで、第一百八十二条第一項及び第一百八十六条の規定(共助対象外国租税の滞納処分費について、これらの規定のほか、国税通則法第十三条、第七十二条、第七十三条及び第一百五十四条の規定)を準用する。この場合において、次の表の第一欄に掲げるこれらの法律の同表の第二欄に掲げる規定中同表の第三欄に掲げる字句は、それぞれ同表の第四欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

						第一欄
省略	省略					第二欄
省略	省略	省略	省略	省略	省略	第三欄
省略	省略	省略	省略	省略	省略	第四欄

						第一欄
						第二欄
同上	同上					第三欄
同上	同上	同上	同上	同上	同上	第四欄
同上	同上	同上	同上	同上	同上	

省略	省略	省略	省略		省略		省略	省略	省略		省略	省略	省略	
省略														
省略														

同上	同上	同上	同上		同上		同上	同上	同上		同上	同上		
同上														
同上														

省略															
省略															
省略															

同上															
同上															
同上															

国税徵收法																
省略			省略	省略	省略	省略	省略			省略	省略	省略	省略			
省略	省略	省略	省略	省略	省略	省略	省略	省略	省略	省略	省略	省略	省略	省略	省略	省略
省略	省略	省略	省略	省略	省略	省略	省略	省略	省略	省略	省略	省略	省略	省略	省略	省略

同上																
同上			同上	同上	同上	同上	同上			同上	同上	同上	同上			
同上																
同上																

| 第一号
の三
第二項
第八十九条 | 省略 | 第七十九条
第二項第一号 | | 省略 |
|--|----|--|----|----|----|----|----|----|----|----|----|
| し
正の一部の取消
納付、充当、更
正の一部の取消
省略 | 省略 | 正の一部の取消
納付、充当、更
正の一部の取消
省略 | 省略 |
| 任意提供
省略 | 省略 | 同じ。
定の取消しにおいて
項目第一号(換価執行決
第八十九条の三第二
六項の規定による金銭
又は証券の提供をいう
実施特例法第十一條第
六項の規定による金銭
又は証券の提供をいう
任意提供(租税条約等
の取消
一部の納付、充
当、更正の一部
の取消
同上 | 省略 |

三項後段 第九十条第	同上	同上		同上	同上	同上	同上	同上	同上	同上	同上
る ときにおいても また同様とす	同上	同上	一部の納付、充 当、更正の一部 の取消 同上	一部の納付、充 当、更正の一部 の取消 同上	一部の納付、充 当、更正の一部 の取消 同上	一部の納付、充 当、更正の一部 の取消 同上	一部の納付、充 当、更正の一部 の取消 同上	一部の納付、充 当、更正の一部 の取消 同上	一部の納付、充 当、更正の一部 の取消 同上	一部の納付、充 当、更正の一部 の取消 同上	一部の納付、充 当、更正の一部 の取消 同上
財産の換価をする につき滞納処分による 屬する間は、その訴訟の係	同上	同上	ときは、当該国税 をいう。)	一条第六項の規定によ る金銭又は証券の提供 をいう。)	一条第六項の規定によ る金銭又は証券の提供 をいう。)	同上	同上	同上	同上	同上	同上

省略	省略	項百五十一 条の二第二			省略	省略	省略	省略	三項後段
省略	省略	の滞納がある			省略	省略	省略	省略	る、また同様とす るときにおいても
省略	省略	について所轄国税局長等（租税条約等実施特例法第十一條第一項に規定する所轄国税局長等をいう。）が徵収をしている場合その他政令で定める			省略	省略	省略	省略	ときは、その訴訟の係属する間は、当該国税につき滞納処分による財産の換価をすること ができない

同上	同上	同上			同上	同上			同上
同上	同上	同上	同上			同上	同上	同上	同上
同上	同上	同上	について所轄国税局長等（租税条約等実施特例法第十一條第一項に規定する所轄国税局長等をいう。）が徵収をしている場合その他政令で定める			同上	同上	同上	同上 ができる

5
14 省略

省略	省略	省略		
省略	省略	省略	省略	省略
省略	省略	省略	省略	省略

5
14 同上

同上	同上	同上		
同上	同上	同上	同上	同上
同上	同上	同上	同上	同上